



事業再生を考える視点

2012年12月17日

日本銀行 金融機構局

金融高度化センター長 米谷 達哉

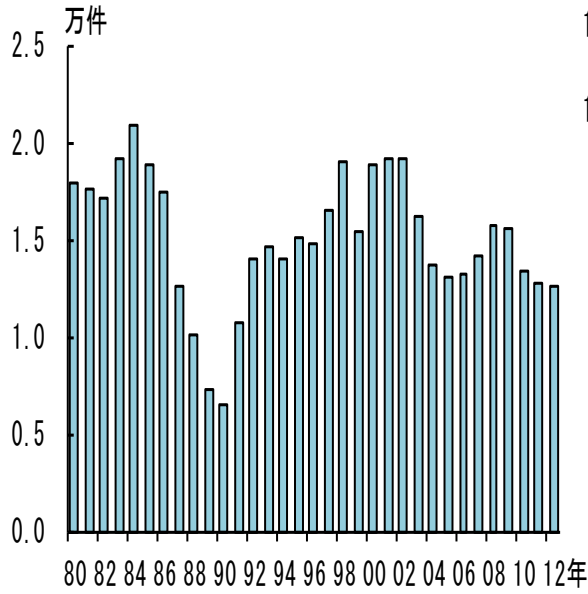


Bank of Japan

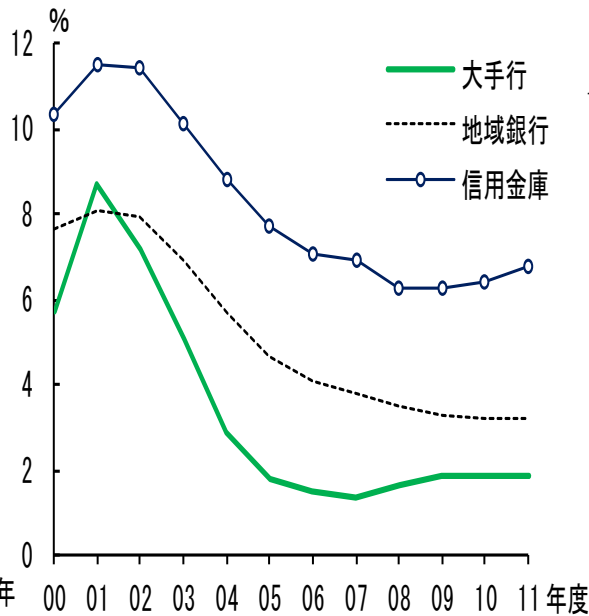


金融機関の直面する不良債権処理

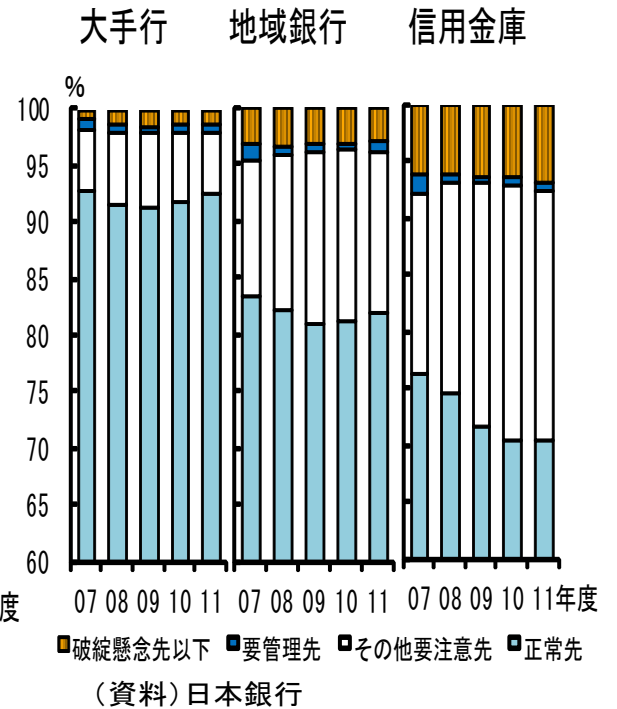
倒産件数



不良債権比率



債務者区分別の貸出構成



(注) 直近は1~6月の値を年率換算した値。

(資料) 東京商工リサーチ「倒産月報」

不良債権とマクロ経済

不良債権のない状態



人、金、資源など
「生産要素」が必要な産業にスムーズに回る状態

不良債権のある状態



ある産業向けの債権が不良化することによって、もっと資金を必要としている産業にお金が回りにくくなっている状態

不良債権処理に対する考え方

A

過剰債務の企業が存在すると新しい産業が起こりにくいので、そうした企業は早目に退場させるべき。

B

しかし、その企業をつぶすことで、失業者の増加など、マクロ経済が大きなダメージを蒙り、新しい産業を育成するどころでなくなる。

これらをうまく両立させるひとつの手段が「事業再生」

つまり、マクロ経済へのダメージを最小化しつつ、新しい産業やより生産性の高い企業や部門に、資本、労働が回っていく仕組みを構築することによって、不良債権を減らしていくのが「事業再生」

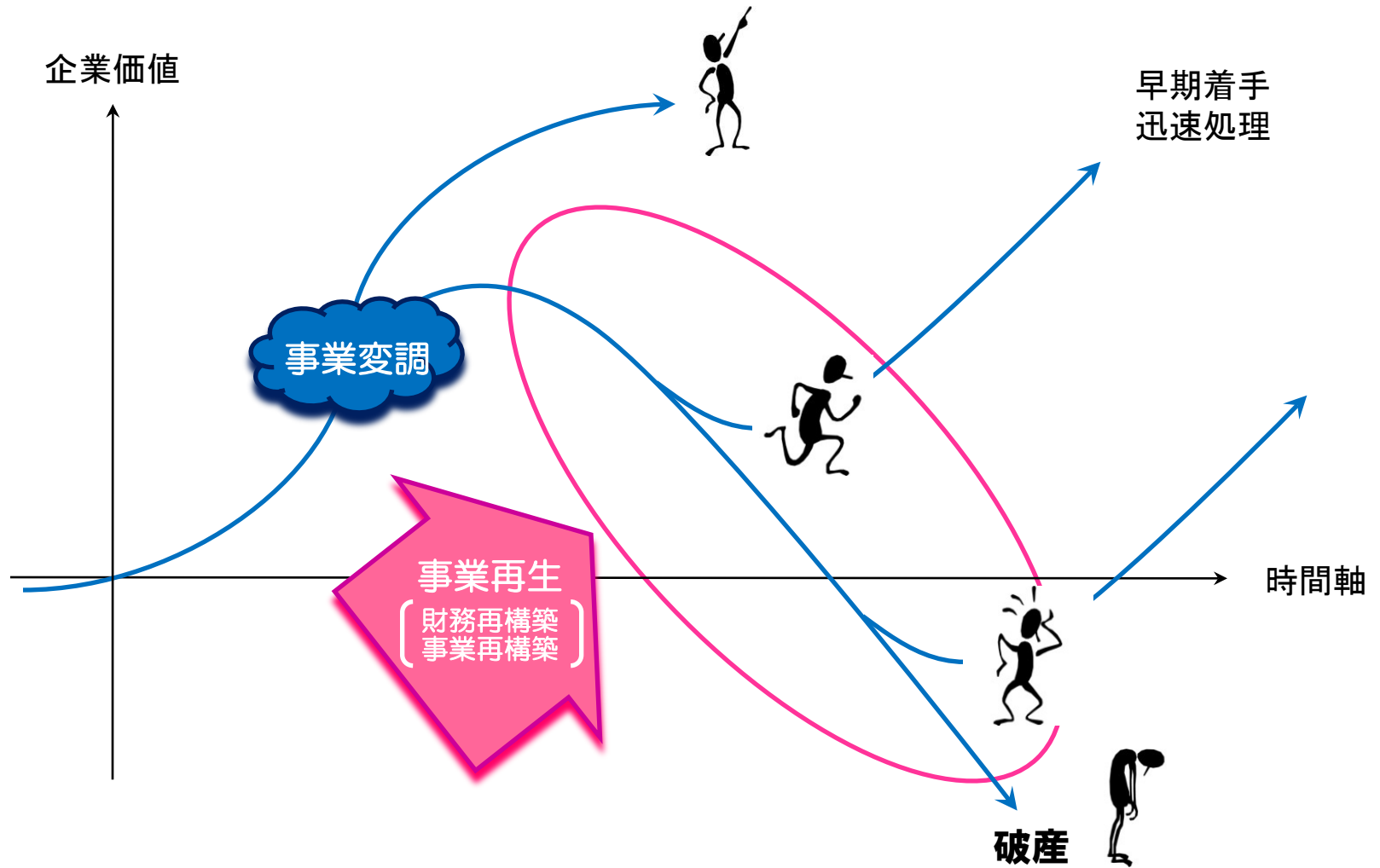


不良債権処理に対する考え方(続)

そのためには、

現在の事業がうまくいかなかった場合、それをそのまま放置するのではなく、事業のやり方を変える、あるいは、不採算部門を閉鎖して、より生産性の高いところに資源を投入するなど、うまく構造を変えて、企業として生き残りを図ることが重要。

事業再生のイメージ





事業再生の進め方

▽事業再生の形態

- ▶ 法的再生
 - 会社更生法、民事再生法
- ▶ 私的再生
 - 私的整理ガイドライン、事業再生ADR等

▽事業再生支援(私的再生)の主な担い手

金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生ファンド、サービサー等

▽事業再生手法

- ▶ 財務再構築
 - 貸出条件変更、資本金借入金(DDS)、DES、債権放棄等
- ▶ 事業再構築
 - ビジネスマッチング、M&A、MBO<Management Buy Out>等

事業再生関連制度の変遷

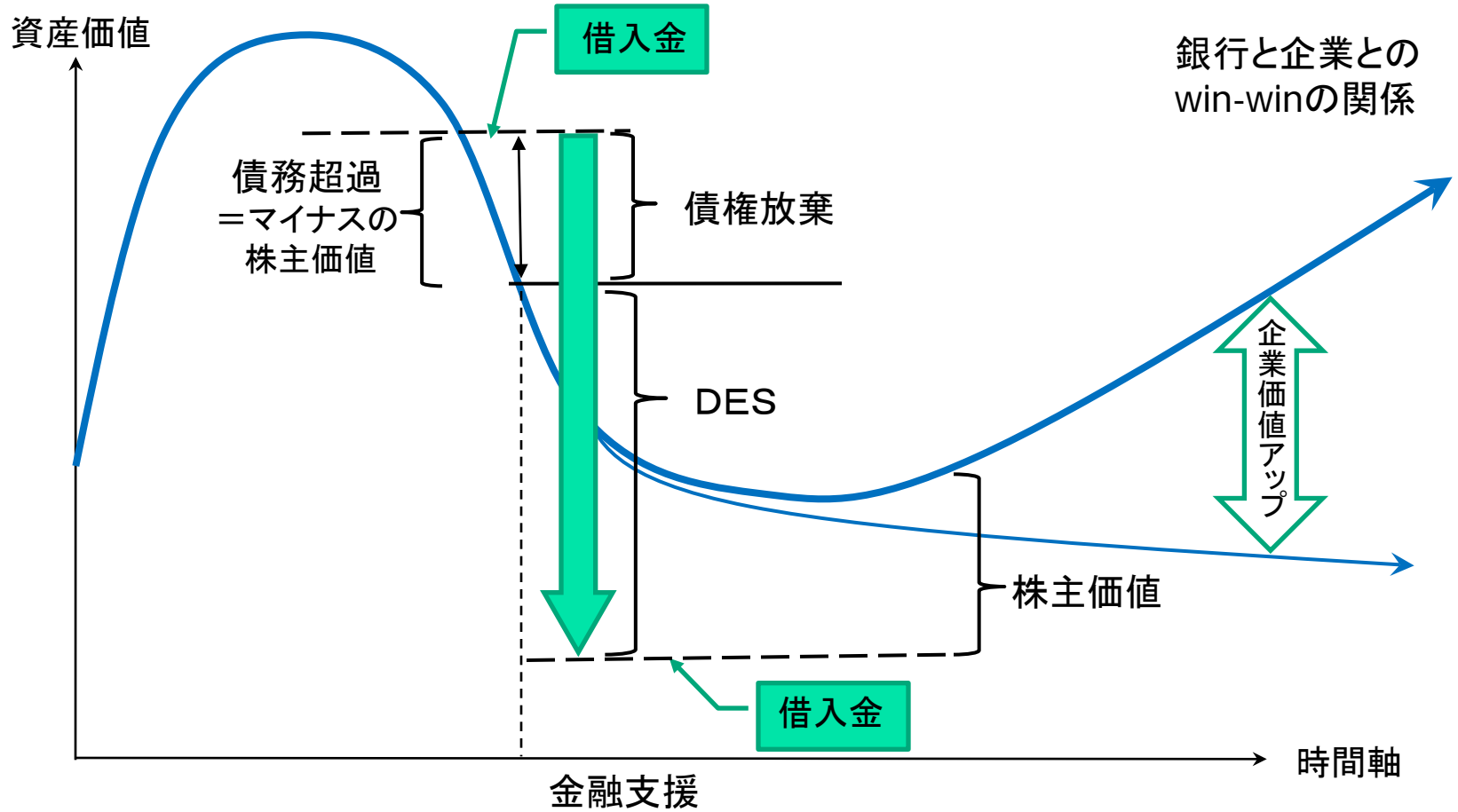
1996年	整理回収銀行(RCB)発足 －1999年、住宅金融債権管理機構と合併し、整理回収機構(RCC)発足	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収等
1999年	産業活力再生特別措置法施行(「産活法」)	事業再構築計画の認定を受けた事業者に商法等の特例
2000年	民事再生法施行	倒産手続の迅速化に資する再建型倒産手続、小規模個人再生含む
2001年	私的整理に関するガイドライン制定	私的整理を行うに至った場合の関係者間の調整手続き等
2003年	改正会社更生法施行(1952年制定、2006年改正)	事業の維持・更生を目的としてなされる更生手続、株式会社のみ
2003年	産業再生機構設立(2007年解散)	債権買取り、資金の貸付け、債務保証、出資等
2003年	中小企業再生支援協議会の設置	専門家による相談、助言、再生計画の策定
2005年	破産法施行(旧法廃止)	手続の簡素化、自由財産の範囲の拡大
2006年	会社法施行	会社整理の廃止、会社分割制度を規定
2007年	事業再生ADR制度創設(産活法改正)	金融債権者のみを対象とした私的整理手続、中立的立場にある専門家の下で調整
2008年	「金融検査マニュアル別冊」の改訂により「資本的劣後ローン(准資本金型)」の概念導入	
2011年	金融検査マニュアルにおける「十分な資本的性質が認められる借入金」の運用明確化措置	「資本」とみなすことが出来る条件を、償還条件「5年超」や金利設定「『事務コスト相当の金利』の設定も可能」などと直接明記
2009年	企業再生支援機構設立(2015年度末、改正後の業務終了期限)	産業再生機構と同様の機能。三セクが対象から外れ、大企業も対象に
2009年	中小企業金融円滑化法施行(2012年度末、最終延長期限)	金融機関が中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める
2011～12年	岩手、宮城、福島、茨城、千葉の各県に産業復興機構設立	債権買取り
2012年	東日本大震災事業者再生支援機構設立	債権買取り、出資等
2012年	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ公表	

事業再生(財務再構築)の銀行決算へのインパクト(イメージ図)

	銀行への影響			企業の債務負担
	不良債権額	信用コスト (直接的なインパクト)	事務コストの削減	
実回収	○	○	△	×
DDS	△	△	△	△
債権放棄	○	×	○	○

○効果大 △効果小 ×効果なし

事業再生成功のイメージ



参照：小池政弘・井上大文「中小企業再生の実務」2004年（きんざい）



事業再生を考える重要な視点

▽財務再構築とともに事業再構築を進め、トップライン収益を改善させ、企業価値の向上を図ることも重要。

—— そのためには、企業価値アップの可能性がある先かどうかを見極める「目利き力」が重要。

また、破綻する前から、常日頃のモニタリングや経営指導など、その時々での必要かつ迅速な対応を図ることが重要と考えられる。

▽経営者に対する再生のためのインセンティブ付け(規律付け)が重要。

—— DESなどによって、企業に対するコントロール権を銀行が持つことは、そのためのひとつの手段とも考えられる。



2012年度の考査の実施方針等について(抜粋)

信用リスク管理

企業再生支援の実効性と信用リスク管理面の適切な対応

考査では、①経営改善計画の妥当性検証や計画の進捗管理を適切に行うための実務的な枠組みを整備しているか、②経営改善計画と実績が乖離した先について、乖離要因を的確に分析した上で適時に計画を見直しているか、などを点検する。特に、経営改善計画と実績との間に大幅な乖離が生じている場合には、③金融機関が企業の再生可能性を適切に判断した上で、企業再生への取組み強化や債務者実態に即した引当等信用リスク管理面の対応を適切に行っているかを確認し、必要な助言を行う。



本資料に関する照会先

日本銀行金融機構局金融高度化センター

米谷 達哉 電話 03-3277-3775

email tatsuya.yonetani-5536@boj.or.jp

- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。